

(平成25年1月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から51年11月まで

私は、申立期間当時、実家で私の母と同居しており、母が自身と私の二人分の国民年金保険料を隣組の集金人を通じて納付していた。当時の納付状況が分かる隣組の集金記録を探したが、見つからなかった。

しかし、実家は、生活に困窮することのない暮らしをしていたので、保険料を支払えない状況ではなかった。

一緒に保険料を納付していた私の母の納付記録を確認してもらい、私の申立期間の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和51年11月については、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の任意加入被保険者の記号番号に係る払出時期から見て、同年11月に払い出されていることが確認でき、当該払出時点から当該期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能である上、国民年金被保険者名簿に「51.10月以前は納付しない。51.11.25」と記載されていることから、申立人の母親は同年11月の保険料から納付を開始する意思を示していたものと考えられる。

また、申立人は、申立人の母親が、自身と申立人の保険料を納付していたと主張しているところ、申立人は、申立期間を除いて、昭和55年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得するまでの国民年金加入期間に未納期間は無く、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親も、国民年金制度発足時から同年4月1日に申立人と一緒に厚生年金保険被保険者の資格を取得するまでの期間の保険料は全て納付している上、この二人の保険料の

納付日は、全て同一であることが確認できる。

さらに、昭和 51 年 11 月前後を通じて、申立人及びその母親の住所等の生活状況に大きな変化は認められないなど、当該期間の保険料を納付したとすることに不自然さは見られない。

- 2 申立期間のうち、昭和 49 年 1 月から 51 年 10 月までの期間については、申立人の記号番号は同年 11 月に払い出されており、当該払出時点では、49 年 1 月から同年 9 月までの期間は、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、昭和 49 年 10 月から 51 年 10 月までの期間は、申立人は、申立人の母親が、隣組の集金人を通じて毎月、保険料を納付していたと主張しているところ、前述の払出時点では、49 年 10 月から 51 年 3 月までの保険料は過年度保険料となることから、現年度保険料を徴収する集金人を通じては納付することはできない。

さらに、昭和 51 年 4 月から同年 10 月までについては、前述の被保険者名簿の記載内容から、申立人の母親は、当該期間の保険料を納付する意思は無かったものと考えられる。

加えて、当該期間当時、申立人に対して別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 11 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和40年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月30日から同年5月1日まで

私は、昭和36年3月にA社に入社し、46年1月に退職するまで、継続して勤務したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者期間が空白となっている。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録並びにB社が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び同僚の人事関係資料から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和40年5月1日にA社から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和40年3月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が保管している前述の資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和40年4月30日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年4月の保険料についての告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告

知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。